

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等について

(検討結果報告書)

令和6年(2024年)3月

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会

目次

はじめに	1
第1 基本的考え方	4
1 令和4年度（2022年度）までの検討経緯	4
2 令和5年度（2023年度）の検討事項	6
第2 外国人支援コーディネーター養成の在り方等	7
1 外国人支援コーディネーター養成研修の実施・運営	7
(1) 養成研修の基本方針	7
(2) 養成研修の対象者	7
(3) 受講に当たっての要件	8
(4) 養成研修の定員及び実施形式	10
(5) 養成研修の実施主体等	11
(6) 講師の選定方法等	11
(7) 受講生の募集・決定	11
(8) 研修受講サイトの開設・活用	12
2 養成課程①（オンライン研修）	13
(1) 実施方法	13
(2) 確認テスト	14
(3) 受講生の活動状況等に関するアンケート（調査票）	14
3 実践	15
(1) 実施方法	15
(2) 課題レポート	15
(3) 実践期間中の質問対応等	16
4 養成課程②（集合研修）	16
(1) 実施方法	16
(2) 修了認定テスト	17
(3) 養成研修の内容等に関するアンケート	18
(4) 「養成課程②」における質問対応等	18

(5) 「養成課程②」の受講を認めない場合	18
5 認証の方法等	19
(1) 「外国人支援コーディネーター」の認証方法	19
(2) 修了者の呼称	19
(3) 認定審査委員会の開催	21
(4) 認定証の交付	21
(5) 認証の更新	22
6 外国人支援コーディネーターの拡充のための施策	22
(1) 当面の活動の場	22
(2) 研修費用の支援策	22
7 修了者専用のポータルサイトの機能	23
第3 令和6年度(2024年度)以降に取り組む事項	25
1 専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等	25
2 専門性に見合う評価、待遇が受けられるようにするための改善方策	26
3 修了者間における事例研究会等の開催	26
4 外国人の受入れ環境改善に向けた方策の検討	27
5 外国人支援コーディネーターの活動を周知するための取組	28
(1) 外国人支援コーディネーター及びその活動の紹介	28
(2) 各種イベント等様々な機会を通じた周知	28
6 養成研修の内容や方法等の評価と見直し	28
7 講師の確保状況を踏まえた養成研修の対象者、規模及び活動の場の拡大	29
8 認証更新研修の在り方等	29
おわりに	30
「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」	
構成員名簿	31
開催実績	32

はじめに

令和元年末(2019年末)の在留外国人数¹は293万3千人であったが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したものの、令和5年(2023年)6月末には過去最高の322万4千人(前年末から14万9千人増)となり、30年前(平成4年末(1992年末))の128万2千人、10年前(平成24年末(2012年末))の203万4千人から大幅に増加しており、今後も更なる増加が見込まれる(資料1)。

これまで、特に外国人が集住する地方公共団体では、その継続的な増加に対処するため各種施策が実行されるようになり、政府においては、平成30年(2018年)に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」²を決定し、外国人との共生社会の実現に向けた取組を推進してきた(外国人との共生社会の実現に向けた取組の変遷については、「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等について(検討結果報告書)」(以下「令和4年度検討結果報告書」という。)参照)。その後、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(以下「総合的対応策(令和2年度改訂)」という。)³において、在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策を検討することとされ、出入国在留管理庁において検討が開始された。

外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材(以下「外国人支援コーディネーター」という。)の育成・認証については、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)における四つの重点事項(①円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組、②外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化、③ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援、④共生社会の基盤整備に向けた取組)全てに係る具体的施策とされており⁴、目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョンである「安全・安心な社会」、「多様性に富んだ活力ある社会」及び「個人の尊厳と

¹ 在留外国人とは、中長期在留者及び特別永住者をいう。

² 平成30年(2018年)12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(以下「関係閣僚会議」という。)決定。以降、毎年改訂を実施。

³ 令和2年(2020年)7月14日関係閣僚会議決定。

⁴ ロードマップの施策4、30、65、86。

人権を尊重した社会」を実現するための重要な施策として位置付けられている。

すなわち、生活上の困りごと（日常生活上、社会生活上及び職業生活上の困りごとをいう。以下同じ。）に直面した外国人⁵が、利用可能な支援サービスや解決に向けた道筋を速やかに見つけて解決を図り、安定的・継続的に在留して能力を發揮することができるよう、外国人が必要とする情報を提供するとともに、専門的な知識や技術等に基づいて生活上の困りごとを抱えた外国人を適切な支援につないで解決に導く役割を担うほか、外国人の受入れ環境の整備へ貢献していく役割を果たすことも期待される専門人材として、外国人支援コーディネーターを育成・認証し社会に輩出していくことが、三つのビジョンの実現に資することとなると考える。

なお、外国人支援コーディネーターは、上記のように外国人の支援を職務とするが、その支援の効果は、様々な形で日本社会全体に波及し、外国人との共生社会の実現を後押しするものである。

出入国在留管理庁においては、令和4年（2022年）10月から、外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の役割、能力、育成等について検討することを目的として、有識者及び同庁職員から構成された「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会」を開催し、検討を行った。

令和5年度（2023年度）においては、ロードマップ及び令和4年度検討結果報告書に基づき、外国人支援コーディネーターの養成に関し、養成研修の実施・運営に係る事項、研修修了者の配置促進等及び専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討することを目的として、外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、検討を行ってきた（資料2、3及び4）。

本検討会では、令和4年度（2022年度）の検討結果を踏まえ、外国人支援コーディネーターの養成の在り方や中長期的に検討していくべき課題について議論を行い、本報告書に取りまとめた。検討に当たっては、検討会とは別に、地方公

⁵ 外国人支援コーディネーターの支援の対象となる外国人とは、日本の国籍を有しない者及び国籍にかかわらず外国にルーツを持つ者をいう。

共団体、関係団体等を対象とした関係者ヒアリングを実施した（資料 14）。

今後、本報告書に基づき、令和 6 年度（2024 年度）から、養成研修を実施する。また、外国人支援コーディネーターの養成の在り方や中長期的に検討していくべき課題について、引き続き検討を進めていく。

なお、本報告書は、現在の状況を踏まえて取りまとめたものであり、今後、外国人を取り巻く状況や社会情勢等に応じ、養成の在り方等については、不断に見直しを行っていく必要がある。

第1 基本的考え方

1 令和4年度（2022年度）までの検討経緯

先に述べたとおり、外国人支援コーディネーターの育成・認証については、令和2年（2020年）7月、総合的対応策（令和2年度改訂）において、在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策を検討することとされたことを受け、出入国在留管理庁において検討が開始された。

さらに、同年9月、在留外国人に対する基礎調査を初めて実施したところ、相談先や情報入手先が分からなかったとする外国人が多いことが判明した⁶こと等から、令和3年（2021年）6月、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」⁷において、「令和2年度在留外国人に対する基礎調査」の結果を参考にしつつ、在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策を検討することとされた。

そして、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）においては、外国人の相談対応等に従事する専門人材についても議論が行われ、同年11月、有識者会議から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」(以下「意見書」という。)の中で、外国人が抱える問題の解決等に向けて、各種支援の取組を熟知し、関係機関と連携しながら、総合的な支援をコーディネートする人材の認定等に係る制度について、専門家の意見を聴くなどして制度の在り方を検討するよう提言さ

⁶ 「令和2年度在留外国人に対する基礎調査」（令和2年（2020年）9月実施）において、公的機関に相談する際の困りごととして「特に困ったことはない」以外で最も多かった回答は「どこに相談すればよいか分からなかった（31.4%）」であり、新型コロナウイルス感染症の影響に関する困りごと及び災害時の困りごととして、「特に困ったことはない」以外で最も多かった回答は「信頼できる情報をどこから得ればよいか分からない／分からなかった（それぞれ、20.2%、12.6%）」であった。

⁷ 令和3年（2021年）6月15日関係閣僚会議決定。

れた。

令和4年(2022年)6月、有識者会議からの意見書を踏まえ、政府は、関係閣僚会議においてロードマップを決定した。その中で、令和8年度(2026年度)までに、外国人支援コーディネーターの育成に必要な研修を実施し、当該人材の専門性の確保や社会的認知の向上を図るとともに、高い専門性を有する支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を得ることとされた。

令和4年度(2022年度)においては、有識者等と当該人材の役割、資質等について検討し、その結果を令和4年度検討結果報告書として取りまとめ、公表した⁸。

⁸令和5年(2023年)4月14日公表
(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001398442.pdf>)。

2 令和5年度（2023年度）の検討事項

令和4年度検討結果報告書では、外国人を適切な支援につなげるに当たっての課題として、「必要な専門性を備えた人材の不足」、「必要な専門性を備えた人材を見つけることの困難さ」、「生活上必要な情報の不足」及び「支援の受皿となる連携先の不足等」が挙げられている。

そして、これらの課題に対応するものとして外国人支援コーディネーターの育成・認証等の制度を創設することとし、その基礎となる外国人支援コーディネーターの役割、能力、育成等について示すとともに、令和5年度（2023年度）以降に取り組むべき事項が示されている。

令和5年度（2023年度）は、ロードマップ及び令和4年度検討結果報告書を踏まえ、上記課題への対応策としての観点も考慮しながら、次の事項について検討を行った。なお、このうち、カリキュラム等の策定については、本検討会と並行して開催する「外国人支援コーディネーター研修カリキュラム等策定会議」の検討事項とし、カリキュラム等の策定を除く事項を本検討会の検討事項とした。

- ① 養成研修の実施・運営に係る事項
- ② 拡充のための施策
- ③ カリキュラム等の策定
- ④ 専門性に見合う評価、待遇が受けられるようにするための改善方策
- ⑤ 専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等
- ⑥ 外国人の受入れ環境改善に向けた方策
- ⑦ 修了者間における事例研究会等の開催

第2 外国人支援コーディネーター養成の在り方等

1 外国人支援コーディネーター養成研修の実施・運営（資料6）

（1）養成研修の基本方針

令和6年度（2024年度）から実施する養成研修は、外国人支援コーディネーターの役割等に係る理解を深める、身に付けるべき基本的な専門的知識及び技術等を習得させる、習得した専門的知識等を用いた実践や事例検討を通じて、幅広い視野と分野横断的な観点を身に付けさせる、というねらいの下、外国人支援コーディネーターの役割等を理解した上で、基本的な専門的知識及び技術等を習得し、それらを用いて外国人支援コーディネーターとしての基本的な業務を行うことができると認められた者を「外国人支援コーディネーター」として認証することを目的として実施する。

（2）養成研修の対象者

外国人支援コーディネーターが行う相談対応業務等には、専門的知識及び技術等が必要であるため、養成研修の研修科目においても、実務を通じて対人支援に係る基礎的な知識や技能、経験を有していることを前提に、より専門的な知識・技術等を学ぶとともに、実践での活用と事例検討を行うこととしている。このため、養成研修の対象者には、外国人向けの相談窓口等における一定期間の実務経験を求める必要がある。

これを踏まえ、令和6年度（2024年度）における養成研修の対象者⁹は、現に、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口（外国人受入環境整備交付金の交付を受けて運営される一元的相談窓口¹⁰のほか、同交付金の交付を受けずに運営される一元的相談窓口で、通年にわたり¹¹、無償で相談に応じることとされてい

⁹ 養成研修の対象者には、外国籍の者も含まれることが想定されることから、国籍は問わないこととする。

¹⁰ 在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口。

¹¹ 週5日以上開設を想定。

るものを含む。)において、自らが相談対応者として又は相談対応者に対して助言・指導する立場の者として外国人からの相談対応業務に従事している者であって、上記機関や民間団体等が運営する外国人向けの相談窓口において、相談対応業務に一定期間従事した実務経験を有することが客観的に確認できる者とする。

(3) 受講に当たっての要件

受講に当たっての要件として、前記1(2)の「相談対応業務に一定期間従事した実務経験を有すること」については、次のとおりとする。

ア 相談対応業務

「相談対応業務」とは、外国人向けの相談対応に従事していることをいう。

イ 一定期間

「一定期間」とは、研修開始予定日から起算して直近3年以内に、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関や民間団体等¹²が運営する外国人向けの相談窓口における相談対応者としての在職期間¹³が1年以上、かつ、当該在職期間中における従業日数¹⁴が180日以上¹⁵であることをいう。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響を鑑み、令和6年度(2024年度)以降、当面の間は、研修開始予定日から起算して直近5年以内に上記の機関や民間団体等における在職期間が1年以上、かつ、当該在職期間中における従業日数が180日以上であれば、受

¹² 「そのいずれかの委託等を受けた機関や民間団体等」には、地方公共団体等から委託又は補助金を受けた国際交流協会等のほか、地方公共団体等から委託を受けずに外国人支援を行っているNPO法人や外国人を受け入れている民間企業等も含まれる。

¹³ 在職期間には、産休、育休、病休等の休職期間を含む。

¹⁴ 従業日数は、相談対応の業務に従事した日数(出勤日数)をいい、休暇、欠勤、座学研修等、実際に相談対応業務に従事しない日数は含まない。従業日数については、1日の勤務時間の制限は設けない。

¹⁵ 2か所以上の国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関や民間団体等が運営する外国人向けの相談窓口で在職及び従事した場合は、在職期間については合算で1年以上、従業日数については合算で180日以上であれば、それぞれ在職期間が1年以上、従業日数が180日以上とみなす。

講の要件を満たしているものとする。

ウ 実務経験

前記1(2)で述べたとおり、養成研修では、実務を通じた対人支援に係る基礎的な知識や技能、経験を有していることを前提に、より専門的な知識・技術等を学ぶとともに、実践での活用と事例検討を行うこととしていることから、養成研修の対象者には、実務経験を求めることとしている。ここでいう「実務経験」とは、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関や民間団体等が運営する外国人向け相談窓口における相談対応者として、外国人の相談対応に従事した経験をいう¹⁶。

しかしながら、対人支援に関する国家資格の取得に当たって、実務経験等により、外国人支援コーディネーターとしての基本的な業務を行うために必要な一定の知識や技術を既に身に付けている者については、養成研修の実践や事例検討にも対応でき、十分な実力を備えていると判断できることから、受講要件としての実務経験は求めないことが適当である¹⁷。

令和4年度検討結果報告書にもあるとおり、外国人支援コーディネーターは、対人支援という職務の性質上、職務の遂行に必要となる専門的知識及び技術等を習得するだけでなく、実践を通じて知識や技術を研さんするとともに実務遂行能力を培ってその能力を向上させることが必須となる。このことから、どのような国家資格を免除の対象とするかの判断に当たっては、該当する国家資格の取得に当たり、一定の専門的知識や技術等の受講・習得だけでなく、相談窓口等における実務や実習を経験し、相談対応業務の実務経験と同等の実践力を有して

¹⁶ 実務経験については、雇用形態は問わないが、雇用関係に基づいて業務に従事していることとし、雇用関係を前提としないボランティアとしての活動等は含まない。

¹⁷ 令和4年度検討結果報告書においては、「外国人支援コーディネーターが行う相談対応支援等に必要な一定程度の知識及び技術を修得していることが国家資格により客観的に確認できる者については、実務経験は不要とする。」とされている。

いる国家資格のみを対象とすることが適当である。

ただし、当該国家資格制度において、国家資格の受験資格となる実務経験の代替措置として、特定の研修又は試験の修了が要件とされている等の場合は、当該代替措置に基づき当該国家資格を取得した者についても実務経験の免除対象とすることとする。

上記の考え方にに基づき、次の国家資格を実務経験の免除対象とする¹⁸。また、今後も実務経験の免除の対象として、医療、教育、司法等の幅広い分野で、適切な国家資格があった場合には、上記の考え方に合致しているかを検討した上で、追加を検討する。

- 社会福祉士
- キャリアコンサルタント
- キャリアコンサルティング技能士（1級・2級）
- 公認心理師
- 精神保健福祉士

（４）養成研修の定員及び実施形式

令和6年度（2024年度）に実施する養成研修における受講生の定員は、60名とする¹⁹。

養成研修は、「養成課程①」（オンライン研修）、「実践」、「養成課程②」（集合研修）の三段階とし、養成研修1回当たりの期間は、6か月程度とする（資料5）。

「養成課程①」では、2か月間で60時間（講義）²⁰程度の講義動画を視聴することにより受講する。また、視聴後に、総合確認テストの受験期間を1週間程度設けることとする。

¹⁸ 令和4年度検討結果報告書においては、実務経験に関する記載ではないものの、外国人支援コーディネーターが行う相談対応支援等に必要な一定程度の知識及び技術を修得していることが客観的に確認できる国家資格として、社会福祉士、キャリアコンサルタント及び公認心理師が例示されている。

¹⁹ 養成研修を実施可能な講師の確保状況等を勘案し、決定したもの。定員の拡大については第3の7の検討と併せて検討する。

²⁰ 1講義60分程度を想定している。

「実践」では、3か月間で、受講生が所属する職場等において、実践と与えられた課題等に取り組むこととする。

「養成課程②」では、2日間の集合研修とし、グループ討議及び事例検討を行う。

なお、養成研修は有償としているところ、受講費用は、実費を勘案し、1万5千円程度とする²¹。

(5) 養成研修の実施主体等

養成研修の実施主体は、出入国在留管理庁とし、養成研修の実施に必要な運營業務等は、業務委託により実施することとする。

(6) 講師の選定方法等

養成研修の講師は、各科目の分野に関する、知識や技術、実務経験、教育を実施した経験を有する者を選定することとし、出入国在留管理庁において選定を行う。

「養成課程①」の講師については、少なくとも30名以上とする。「実践」及び「養成課程②」の講師については、5名程度とする。このうち4名は、受講生グループの担当講師とし、残る1名は担当講師の取りまとめ役及び担当講師が不在となる事態が生じた場合の代理を兼ねる主任講師とする。

(7) 受講生の募集・決定

ア 受講生の募集受付

受講生の募集に当たっては、出入国在留管理庁において、養成研修の実施要領を作成の上、全国の地方公共団体のほか、出入国在留管理庁の地方出入国在留管理局等の職員に募集を行う。

募集に当たっては、養成研修の中には、受講生が所属する職場等における実践が含まれており、養成研修がそうした職場等の理解と協力の下で行われることが望ましいことを十分に周知することとする。

²¹ 今後の物価変動等の影響により変更することも考えられる。なお、原則として、受講費用の返還は行わない。

養成研修への応募方法を含め、詳細は実施要領に記載することとし、募集期間は、受付開始から約2か月間とする。

養成研修への応募に当たっては、相談対応業務に一定期間従事した実務経験を有することが客観的に確認できる資料として、実務経験証明書の提出を求めることとし、前記1(3)ウで述べた実務経験の免除に該当する国家資格を有している者については、当該資格を有していることが客観的に確認できる資料として、合格証書等の提出を求めることとする。

イ 受講生の決定方法等

出入国在留管理庁は、応募のあった者の中から、養成研修1回当たりの定員を考慮して受講生を決定する。

受講生の決定の際には、応募した者が在職する一元的相談窓口を運営する地方公共団体の在留外国人数、当該窓口の運用状況(相談件数、外国人受入環境整備交付金の交付状況等)のほか、特定地域への偏在防止等の点を考慮して受講生を選定する。また、一元的相談窓口からの応募状況も踏まえて、出入国在留管理庁の地方出入国在留管理局等の職員から受講生を選定する。

養成研修の事務局²²は、受講生を決定次第(応募締切から2週間後程度を想定)、受講の可否について、受講生にメール又は郵送等により通知する。

この際、事務局は、受講決定の通知と同時に、受講費用の支払方法についても通知するとともに、受講費用の支払が確認できた者について、研修受講サイトへのログイン情報、テキスト等の養成研修の受講に必要な資料等を配布する。

(8) 研修受講サイトの開設・活用

養成研修では、研修受講サイトを開設し、「養成課程①」の受講、養成

²² 養成研修においては、出入国在留管理庁及び養成研修の実施に必要な運營業務等の業務委託を受託した業者を事務局とする。

研修期間中の受講生と出入国在留管理庁及び講師等との間における連絡等は、同サイトで行うこととする（研修受講サイトは、情報セキュリティ対策、個人情報保護の対策をとった上で、養成研修期間中の受講生間の情報共有のツールとしても活用することを想定している。）。

研修受講サイトは、主に次の機能を有する。

- 「養成課程①」の講義動画の配信・視聴、確認テストの受験及び結果の通知
- 出入国在留管理庁及び講師等との連絡
- 養成研修の運営事項等に関する事項、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に関する一般的な質問の受付、回答
- 「実践」における課題の受取、課題レポートの提出

2 養成課程①（オンライン研修）（資料7）

（1）実施方法

令和6年度（2024年度）においては、8月頃から、「養成課程①」を開始し、受講生は、各自において科目群AからE²³の順番に講義動画を視聴することにより受講する。

「養成課程①」の講義動画は、受講生のほか、講師等、事務局が認める者に限り視聴できることとし、受講生以外の者が傍聴する、受講生が講義動画を録画等して受講生以外の者に提供する等の行為は禁止とする。

なお、国家資格保有者の「養成課程①」の受講科目の減免措置については、外国人との共生社会の実現に関する知識等に係る最新の知識等を習得してもらうことが望ましいこと、また、「養成課程①」の受講時間数を考慮すると、受講科目の一部免除を行ったとしても、大きな負担軽減とはならないと考えられることから、実務経験の免除の対象となる国家資格

²³ 科目群Aは「外国人支援コーディネーターを導入する意義等」、科目群Bは「外国人の在留状況を正確に把握するために必要な知識」、科目群Cは「異なる文化や価値観を理解するために必要な知識」、科目群Dは「外国人の複雑・複合的な相談内容に対して適切な解決策まで導くために必要な知識及び技術」、科目群Eは「外国人を適切な支援へ円滑につなげるために必要な知識」。詳細は、令和4年度検討結果報告書参照。

保有者についても、「養成課程①」における受講科目の免除は行わない²⁴。

(2) 確認テスト

「養成課程①」においては、確認テストとして、各科目群の受講ごとに実施する「小テスト」²⁵（計5回）及び全ての科目群の受講終了後に実施する「総合確認テスト」²⁶（1回）を実施し、受講生は、研修受講サイトにおいて確認テストを受験する。

「小テスト」及び「総合確認テスト」は、「養成課程①」の期間中であれば、合格するまで何度でも受験することができることとするが、「総合確認テスト」に合格した者のみが「実践」に進むことができることとする。

事務局は、「総合確認テスト」に合格した者に対して、次の「実践」における担当講師及び課題、課題レポートの提出方法等を通知する。

(3) 受講生の活動状況等に関するアンケート（調査票）

「養成課程①」の期間中、受講生が在職する一元的相談窓口等の現状とそこでの受講生の活動状況を把握するとともに、その結果を踏まえて「実践」及び「養成課程②」の実施の参考とするため、受講生に対し、在職する一元的相談窓口等の現状や受講生の活動状況に関するアンケート（記名式）を実施する。

アンケート調査票は、研修受講サイト上で配布し、受講生は、アンケート調査票をダウンロード等し、回答を記入の上、事務局の指示に従い、研修受講サイトに提出する。

²⁴ 令和4年度検討結果報告書においては、「受講者のうち、外国人支援コーディネーターが行う相談対応支援等に必要な一定程度の知識及び技術を修得していることが国家資格により客観的に確認できる者については、その保有する国家資格に応じて、例えば、『養成課程①』の習得科目の一部免除といった減免措置をとることが適当である。」とされていた。

²⁵ 「小テスト」は、科目群Aで1回、科目群B及びCで1回、科目群Dで2回、科目群Eで1回実施することを想定している。例えば、科目群Aの講義動画を視聴終了後、科目群Aの小テストを受験し、当該小テストに合格した後、科目群B及びCの講義の受講を可能とする仕組みが考えられる。

²⁶ 「総合確認テスト」は、科目群Eの「小テスト」に合格した後に受験することができることとする。

3 実践（資料8）

（1）実施方法

令和6年度（2024年度）においては、11月頃から、「実践」を開始する。

「実践」は、受講生が所属する職場等において行う。

受講生は、「実践」の開始時に職場等の上司や講師と相談しながら実践期間中における自身の取組目標を設定し、事務局及び講師の確認を受けたものを「課題」として設定する。受講生は、職場等における日々の相談対応業務の中で、「養成課程①」で習得した専門的知識及び技術を用いて実践と課題に取り組むとともに、日々の振り返りと省察を実施する（「実践」の開始から約1か月経過時点で、課題への取組状況を報告する。）²⁷。

「実践」の最終段階において、「実践」で学んだことの確認と振り返りを行うため、課題レポートを作成する。

事務局は、課題レポートを提出したと認められた者に対して「養成課程②受講決定通知書」を送付することとし、当該通知を受けた者のみが「養成課程②」に進めることとする。

（2）課題レポート²⁸

受講生は、作成した課題レポートを事務局の指示に従い、研修受講サイトに提出する（提出されたレポートは、「実践」及び「養成課程②」の担当講師が確認し、「養成課程②」の実施の参考として活用する。）。

課題への取組状況報告及び課題レポートを提出しなかった者（以下「未提出者」という。）は、「実践」の修了及び以降の受講を辞退したものと取り扱うこととする。

したがって、未提出者は、以降の「養成課程②」に進むことはできず、

²⁷ 受講生だけでなく、受講生が所属する相談窓口等にとっても、受講生を中心として当該窓口の相談体制の整備をしていくという点も重要であると考えられるため、所属する職場等の理解と協力の下で「実践」を実施することが重要である。

²⁸ 課題レポート作成に当たっての作成要領、留意事項等については事前に示すこととする。なお、日本語を母語としない受講生がいることも想定し、設定する課題及び提出された課題レポートにおける日本語としての文法上の不備や漢字の使用頻度等については柔軟に対応する。

修了認定テストを受験することもできないこととする。

ただし、課題レポート等を提出しなかったことにより辞退したものと
して取り扱われた者が、当該養成研修以降に実施される養成研修に改め
て応募することは可能とする。

なお、未提出者を含め、「実践」の途中で養成研修を辞退した者のうち、
やむを得ない事情により辞退することとなったと事務局が認めた者²⁹（辞
退の際に決定）については、辞退した養成研修が実施された年度の3月31
日から3年³⁰の間に実施される次回以降の養成研修を受講することと
なった場合に限り、再受講の際の減免措置として、「養成課程①」の受講
は免除することができることとし、「実践」及び「養成課程②」を受講し
直すこととする。

ただし、再受講の際、例えば、法律や制度の改正など、「養成課程①」
で習得した知識について変更があることも考えられるため、「養成課程①」
の減免の条件について検討する必要がある³¹。

(3) 実践期間中の質問対応等

実践期間中の研修の運営事項等に関する質問については、研修受講サ
イトにおいて受け付ける。また、設定した課題に関する質問については、
原則として、課題への取組状況報告の提出時に限り受け付ける。

4 養成課程②（集合研修）（資料9）

(1) 実施方法

令和6年度（2024年度）においては、令和7年（2025年）2月頃をめ
どに、「養成課程②」を実施する。

「養成課程②」は、「養成課程②受講決定通知書」の交付を受けた者が
受講することができることとする。「養成課程②受講決定通知書」の送付
後、受講生に対する研修の詳細に関する案内等は、事務局から研修受講サ

²⁹ やむを得ない事情として、例えば、中長期的な療養が必要な疾病に罹患するなどの事
情が考えられる。

³⁰ この「3年」とは、認証更新研修の期間（3年）を踏まえたもの。

³¹ 「養成課程①」の受講科目のうち、辞退した養成研修が実施された年度の次年度以降
に更新された科目のみ再受講を必要とする、という取扱いも考えられる。

イトを通じて行う。

「養成課程②」は、令和6年度（2024年度）においては、東京都内の研修所等を使用することとし、研修会場は、地方から参加する受講生の交通の利便性や研修の円滑かつ確実な実施に適した会場であるか等を考慮して決定する。

（2）修了認定テスト

ア 修了認定テストの作成及び内容

「養成課程②」の最終段階において、「養成課程②」の全ての科目の受講を終えた受講生に対し、修了認定テストを実施する。

修了認定テストは、マークシート方式とし、知識や技術を問う問題に加えて、他の国家資格の試験も参考として、問題文で提示した事例についての適切な対応に関して問う問題も盛り込むこととする。

また、修了認定テストの作成に当たっては、認定審査委員会の監修・審査を受け、出入国在留管理庁の承認を受けることとする。

修了認定テストを受験しなかった場合や、あらかじめ定められた修了認定テストの合格基準を満たさなかった場合は、不合格とする。

イ 修了認定テストに不合格となった場合の対応

修了認定テストに不合格となった者は、養成研修の修了認定及び外国人支援コーディネーターとしての認証を受けることができないこととする。

ただし、不合格となった者が、当該養成研修以降に実施される養成研修に改めて応募することは可能とする。

なお、合格基準を満たすことができずに不合格となった者及び体調不良等によりやむを得ず修了認定テストを受験することができなかったと事務局が認めた者（不合格通知の際に通知）については、不合格となった養成研修が実施された年度の3月31日から3年³²の間に実施さ

³² 注釈 30 参照。

れる養成研修を受講することとなった場合に限り、再受験の際の減免措置として、「養成課程①」、「実践」及び「養成課程②」の受講は免除することができることとする。

もつとも、再受講の際、例えば、法律や制度の改正など、養成研修で習得した知識について変更があることも考えられるため、減免の条件について検討する必要がある³³。

(3) 養成研修の内容等に関するアンケート

養成研修の効果や改善点を把握し、次回以降の養成研修にフィードバックしていくため、修了認定テストの終了後、養成研修の内容等に関するアンケートを実施する。

(4) 「養成課程②」における質問対応等

「養成課程②」の実施前において、運営事項等に関する質問がある場合は、研修受講サイトにおいて受け付ける。

また、研修の内容等に関する質問については、「養成課程②」の研修期間中に、講師に対し質問ができる時間を設けることとする。

(5) 「養成課程②」の受講を認めない場合

養成研修を円滑かつ確実に実施するため、次の場合は、「養成課程②」の受講又は受講の継続を認めないこととする。

- ① 「養成課程②」の開始時刻から60分以上遅刻した場合
- ② 他の受講生の妨げになる等、事務局が受講に不相当であると判断した場合

ただし、①については、気象状況や公共交通機関の遅延等、やむを得ない事情で遅刻した場合であって、当日又は翌日の研修日程の一部を変更すること等により、対応が可能な場合は柔軟に対応することも考えられる。

³³ 「養成課程①」の受講科目のうち、不合格となった養成研修が実施された年度の次年度以降に更新された科目のみ再受講を必要とする、という取扱いも考えられる。

5 認証の方法等（資料 10）

（1）「外国人支援コーディネーター」の認証方法

外国人支援コーディネーターの役割等を理解した上で、身に付けるべき基本的な専門的知識及び技術等を習得し、それらを用いて外国人支援コーディネーターとしての基本的な業務を行うことができると認められた者を「外国人支援コーディネーター」として認証する。

具体的には、「養成課程②」の修了認定テストに合格し、かつ、次の欠格事由に該当していない者を認証する。

ただし、出入国在留管理庁が定める欠格事由に該当するにもかかわらず、適正な申請によらず認証を受けるなど、不正な手段により認証を受けた場合及び事後に欠格事由に該当することが判明した場合は、出入国在留管理庁は、その認証を取り消すものとする。

【欠格事由】

- ① 精神の機能の障害により外国人支援コーディネーターの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 入管法若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。今後同法が見直された場合には当該法律）又はこれらの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 入管法又は技能実習法以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 外国人支援コーディネーターの認証を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

（2）修了者の呼称

外国人支援コーディネーターの育成・認証に当たっては、生活上の困り

ごとを抱えた外国人の相談への対応や支援に関する専門性を備えた人材を見つけることが困難という課題への対応として、国として認証を実施するとともに、修了者を表す統一的呼称を定め、当該制度及び統一的呼称を周知することで、専門性の評価と社会的信用を付与しつつ、専門人材を見える化する必要がある。

このため、「誰に」「何を」「何のために」伝えていく必要があるかという観点から修了者の呼称について検討を行った。

「誰に」については、生活上の困りごとを抱えて相談先を探している外国人(及びその関係者)や、上記外国人からの相談への対応や支援を適切に行うことができる人材を確保・配置したいと考えている相談窓口の運営者等に対して伝えることが必要である。

「何を」については、外国人支援コーディネーターが、生活上の困りごとを抱えた外国人を適切な支援につないで解決に導くために必要な専門的知識及び技術を持つ人材であることを広く周知する必要がある。

「何のために」については、外国人が利用可能な支援サービスや解決に向けた道筋を速やかに見つけて解決を図れるようにするとともに、上記の「必要な専門性を備えた人材を見つけることの困難さ」の解消につなげていく必要がある。

以上のことから、生活上の困りごとを抱える外国人に対して、どのような活動を行う人材なのかを端的に、かつ、分かりやすく伝える呼称とする必要がある。

これらを踏まえて議論を行った結果³⁴、修了者の呼称については、現時

³⁴ 令和4年度検討結果報告書において、養成研修の修了者について「『外国人支援コーディネーター』として認証する」こととされていたところ、「外国人」という言葉には否定的なニュアンスが感じられる等の意見が提起されたことから、本検討会において改めて検討が行われた。累次にわたる検討及び関係者ヒアリング等を踏まえた検討の結果、現時点においては、「外国人支援コーディネーター」を名称とすることを承認する意見が多数を占めた。一方、「外国人」という言葉については外国人対日本人という二分化を助長する懸念がある、また、今後、ロードマップの見直しなどにより新たなコンセプト等が提示された際には、呼称を見直すことが適切ではないかという意見も出された。

点では、「外国人支援コーディネーター」（英語表記：Support Coordinator for Foreign Nationals）とすることが適当であると考えられる。

ただし、その役割を説明する文書等に記載・表記する際には、必要に応じて、外国人支援コーディネーターが外国人との共生社会の実現において重要な役割を担う存在であることを説明しつつ、下記のようなかたちで、補足説明を付すこととする。

【補足説明】

外国人支援コーディネーターとは、「生活上の困りごと^(注1)を抱えた外国人^(注2)に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導く^(注3)ほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材」である。

（注1）日常生活上、社会生活上及び職業生活上の困りごとをいう。

（注2）国籍にかかわらず外国にルーツを持つ者を含む。

（注3）相談者が主体的に困りごとの解決に向けて動いていくように導くことを含む。

（3）認定審査委員会の開催

修了認定テストの問題の監修・審査、受講生の修了認定テストの合否及び出入国在留管理庁が定めた欠格事由の該当性の審査を行い、修了認定を与える者の決定を行うことを目的として、認定審査委員会を開催する。

認定審査委員会の委員は、「養成課程②」の講師を中心に選定する。

（4）認定証の交付

認定審査委員会において、修了認定を行うと決定され、出入国在留管理庁により認証された者に対し、認定証³⁵を交付する。

なお、認定証の交付を受けた後、認定証に記載された個人情報等に変更が生じた場合や認定証を紛失した場合の再交付については、その要否も

³⁵ 令和6年度（2024年度）以降、まずはカードタイプの認定証を発行・交付することとするが、今後、修了者の活動状況等も踏まえ、ホームページやメール等の電子媒体においても修了者であることを外国人等に容易に提示・証明することができるよう、オープンバッジの発行・授与の要否について検討することも考えられる。

含めて今後検討する必要がある。

また、修了認定を受ける者が確定した後、認定者名簿を作成する。

(5) 認証の更新

外国人支援コーディネーターの認証の有効期間は、認証を受けた日が属する年度の3月31日から3年とし、有効期間内に認証更新研修を受講・修了しなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（認証更新研修を修了した場合は、新たな有効期間が記載された認定証を交付する。）。

なお、有効期限を迎える者に対する更新の通知等³⁶については、その要否も含めて今後検討する必要がある。

6 外国人支援コーディネーターの拡充のための施策（資料11）

(1) 当面の活動の場

外国人支援コーディネーターの役割に鑑み、外国人からの相談対応や外国人への生活に関する支援を実施している国、地方公共団体に加え、就労先や就学先等の外国人の受入れ機関等を活動の場とする者を養成の対象としていくことが考えられる。まずは、相談窓口として、認知度が高く、多くの外国人が相談に訪れる外国人在留支援センター（F R E S C³⁷／フレスク）及び外国人在留総合インフォメーションセンター並びに地方公共団体の職員又はその委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口の職員を養成の対象としていくこととしている。

令和6年度（2024年度）以降、講師の確保状況及び養成の規模等の運用状況を踏まえつつ、外国人の就労先や就学先等のほか、外国人からの相談に対応する民間団体等にも外国人支援コーディネーターの活動の場を広げていくことを検討する。

(2) 研修費用の支援策

前記1（4）で述べたとおり、養成研修は有償としているところ、受講費用の負担軽減策についても、引き続き検討していく必要がある。

³⁶ 出入国在留管理庁から対象者に通知する方法についても併せて検討する必要がある。

³⁷ F R E S CはForeign Residents Support Centerの略称。

令和6年度（2024年度）以降、外国人受入環境整備交付金の交付を受けている地方公共団体やその委託等を受けて運営する一元的相談窓口に所属する受講生が養成研修に参加する場合の受講費用等の経費は、同交付金の交付要綱等に基づいて、同交付金の対象としていく。

なお、交付金事業による支援の範囲などについては、当該年度の予算状況や地方公共団体からの申請状況などを踏まえて判断する。

7 修了者専用のポータルサイトの機能（資料12）

外国人支援コーディネーターは、幅広い分野の制度等に関する知識を常にアップデートしながら、相談者の問題に対応した支援プランを作成し、適切な支援につながらなければならない。

このため、そうした外国人支援コーディネーター同士の横のつながり・連携を容易にし、知見の共有やネットワークの強化、地域を超えた広域的な連携等を通じ、相談対応支援及び予防的支援をより適切かつ円滑に行うことができるように支援するとともに、外国人支援コーディネーターの要望や活動状況の把握を適時に行うため、令和7年度（2025年度）以降、修了者専用のポータルサイトの構築と運用開始に取り組むこととする。

修了者専用のポータルサイトは、次の機能を備えるものとする。

- ① 修了者が閲覧可能な修了者データベース等（掲載情報は、氏名、活動地域、深い知見を有する相談分野、保有スキル（資格・使用言語等）、直近の勤務先、連絡先等を想定）
- ② 国からのお知らせ
- ③ 相談者を適切な支援につなげるための連携先一覧（対応分野ごとにまとめた連携先の一覧等を想定）
- ④ 参考となる相談対応事例及び地域における課題への対応事例等
- ⑤ アンケート機能等

これらの機能を、修了者が、支援を行うに当たっての自身の活動地域外を含む連携や、修了者間での知見の共有、国からの連絡及び法令や制度の改

正³⁸その他の関連情報等の入手、出入国在留管理庁による修了者の要望や活動状況等の把握に活用することとする。

なお、上記①における修了者データベース等については、掲載する情報に関して修了者本人の承諾を得られたものについて掲載することとする。

ポータルサイトの機能については、上記のとおりとするが、修了者にとって使いやすいものとし、ポータルサイトを継続的に活用してもらうため、出入国在留管理庁による一元的な運用とするか地域ごとの運用とするか等の運用方法、掲載する情報の内容、掲載の更新の頻度等については、引き続き検討していく必要がある。

特に、上記④については、仮に、参考となる相談対応事例を、修了者が自ら対応した事例をポータルサイトに掲載するとした場合、匿名性を担保した状態で他者が読んで参考となる水準で文章化するには高い能力が求められるため、場合によっては、不適切な文章のまま共有されてしまう可能性がないとはいえず、倫理的な問題が生じる可能性も考えられる。

他方で、相談事例への対応についての知見を共有することは有用であることから、事例及び修了者等の個人情報保護や掲載内容の適正性・妥当性を確保しつつ、修了者に対して知見を共有できるような仕組みとすることが求められる。

また、地域における課題への対応事例の共有の仕方については、例えば、定期的に、各地域の外国人支援コーディネーターを取材し、内容を確認した上でニュースレターのような形で共有するといったことも考えられる。

これらについては、現時点では、例えば、まずは出入国在留管理庁における在留資格に係る事例等について掲載することから開始し、運用状況を踏まえながら、その他の事例の掲載について、令和6年度（2024年度）以降に検討することが考えられる。

³⁸ 制度の改正について、文章のみでは十分な理解が困難な場合には、動画等を用いた情報更新をしていくことも考えられる。

第3 令和6年度（2024年度）以降に取り組む事項（資料13）

1 専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等

修了者の活動状況並びに他の国家資格制度及びその運用状況を踏まえ、外国人支援コーディネーターの国家資格化について検討することとされている³⁹ところ、国家資格化するためには、法整備が必要であり、法改正の必要性・正当性（政策の妥当性）・合憲性・適法性を裏付ける立法事実が必要となる。

そのため、外国人支援コーディネーターの国家資格化については立法事実たり得る事情・事象を調整・確認し、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等として検討していく必要がある。

本検討に当たっては、対人支援に関する現行の様々な国家資格について、成り立ち、制度、運用状況、制度の運用コスト等を把握するほか、外国人の相談対応業務に従事している者の勤務形態、待遇等を調査し、それらを踏まえて、ロードマップの年限である令和8年度（2026年度）に向けて検討を進めていくため、令和6年度（2024年度）に、対人支援に関する国家資格制度の概要等及び相談対応支援の現状等に係る調査を実施する。

国家資格制度の概要等に係る調査については、対人支援に関する国家資格の現況、制度の概観、制度構築から開始以降の運用状況の分析、新たな国家資格制度の創設及び運用に必要な事項の洗い出し、諸外国における外国人支援人材に係る制度や資格について、文献調査や業界団体へのヒアリング調査を実施することが考えられる⁴⁰。

相談対応支援の現状等に係る調査については、外国人に対する相談対応支援の現状及び相談対応者の待遇等について、業界団体へのヒアリング調査、相談対応業務従事者への個別ヒアリング調査、アンケート調査等を実施

³⁹ 令和4年度検討結果報告書第3の5参照。

⁴⁰ 特に調査が必要な事項として、国家資格制度の創設に向けて収集した情報（ニーズやエビデンス）、収集した情報の制度への反映方法、適切な制度運用に向けた課題及び運用に必要なコスト、国家資格の受験要件や取得までの流れ、試験実施等の事務手続等が挙げられる。

することが考えられる⁴¹。

2 専門性に見合う評価、待遇が受けられるようにするための改善方策

専門性の高い支援人材の認証制度の在り方に係る上記の調査結果を踏まえ、引き続き検討を進めていくこととする。

3 修了者間における事例研究会等の開催

第2の7のとおり、外国人支援コーディネーターがその役割を果たしていくためには、同じ役割を担う者として、外国人支援コーディネーター同士の横のつながり・連携を容易にする仕組みが必要であり、国としてこれを支援する必要がある。また、必要な法令等に関する最新情報を修了者に提供して社会状況や制度の変更等に応じた相談対応支援や予防的支援が行われるようにするとともに、修了者の要望や活動状況を踏まえてより良い育成・認証制度としていく必要がある。

このため、同じ役割を担う者として、外国人支援コーディネーター同士が交流し、知識をアップデートするとともに、横のつながりの強化に資するものとして、令和7年度（2025年度）以降、事例研究会等を開催することとし、令和6年度（2024年度）に、その運用について検討する。

現時点では、事例研究会の内容としては、知識をアップデートするための講義、相談対応事例の紹介やグループ討議及び個別に設定したテーマに基づく意見交換などが考えられる。

開催の方法としては、修了者同士が自発的に実施する、国が場の提供を行うなどの支援をした上で実施する、などのやり方が考えられるが、自発的な事例研究会の開催については取り扱う事例や事例研究会の開催方法などによっては適切に機能しない可能性があることも懸念されるため、慎重に検

⁴¹ 特に調査が必要な事項として、相談対応業務従事者（令和6年度（2024年度）の外国人支援コーディネーター養成研修の受講生、一元的相談窓口、民間支援団体、大学等の留学生の相談対応部署、民間企業の外国人従業員の相談対応部署など）を対象に、相談体制、相談件数、相談者の国籍、相談内容、相談実務における課題、相談対応業務従事者の待遇（雇用形態、勤務日数／週、勤務年数、報酬、年齢、国籍、保有国家資格等）及び外国籍の相談対応業務従事者の母語及び相談対応支援で使用する言語等が挙げられる。

討していく必要がある⁴²。

当面は、出入国在留管理庁において、修了者を対象とした入管法の知識のアップデート及び修了者の横のつながりを強めるための研修会等を実施し、事例研究会の方法や内容については、個人情報への取扱いや守秘義務、人的リソース、必要な経費等を考慮した上で、修了者のニーズや現場の意見・課題等も踏まえて検討する。

4 外国人の受入れ環境改善に向けた方策の検討

外国人支援コーディネーターは、個別支援を通じて地域における外国人の実態、課題、制度等の問題等を把握することとなるため、そうした個別支援を通じて把握した実態、課題、制度等の問題等を、国や地方公共団体にフィードバックする仕組みを構築し、外国人の受入れ環境の改善につなげていく必要がある⁴³。

現時点で考えられる仕組みとしては、

- 修了者専用ポータルサイトを通じてアンケートを実施し、得られた回答を関係省庁や地方公共団体等の関係部署に提供する
- 先進的な取組事例等について、修了者ポータルサイトで共有する
- 地域における意見交換や情報交換の場に外国人支援コーディネーターが参加して課題を共有する

といったことが考えられるところ、第2の7における「地域における課題への対応事例」等の掲載に係る検討と併せて、令和6年度（2024年度）以降に検討し、その他の外国人の受入れ環境改善に向けた方策の検討については中長期的に議論を深めていく必要がある⁴⁴。

⁴² その他、出入国在留管理庁主催の事例研究会における事例の取扱い、事例研究会のレベル、開催形式や開催場所、開催頻度なども今後検討していく必要がある。

⁴³ 検討の目的の詳細については、令和4年度検討結果報告書第3の6参照。

⁴⁴ 中長期的には、例えば、各地域にフィードバックの場となる会議体等を設置し地域の課題について議論したり、外国人との共生に関する意識醸成のため、外国人支援コーディネーターが地域の学校等に働きかける機会を作るなど教育分野との連携も視野に入れた検討を行ったりすることも考えられる。

5 外国人支援コーディネーターの活動を周知するための取組

外国人支援コーディネーターの育成・認証について広く周知し、外国人支援コーディネーターの存在を知ってもらうほか、養成研修の受講生の確保に向け、国や地方公共団体だけでなく、外国人に対する相談対応を行っている民間団体や外国人の受入れ機関等にも、より効果的に周知に取り組んでいく必要がある。

そのため、次の事項について、令和6年度（2024年度）以降検討し、実施可能なものから順次実施していくこととする。

（1）外国人支援コーディネーター及びその活動の紹介

外国人支援コーディネーターの存在を周知し、その活動について発信していくため、修了者のうち、希望者については、外国人支援コーディネーターの一覧等を作成し、ホームページ等で公開していくことが考えられる。

また、修了者用ポータルサイト内だけでなく、公開可能なものについては、外国人支援コーディネーターの取組事例なども紹介していくことが重要である。

（2）各種イベント等様々な機会を通じた周知

受講生の募集の前に、養成研修についてのオンラインによる説明会や短時間の動画をホームページで配信する等、様々な方法で制度の内容や応募の開始時期について周知を行っていく必要がある。

外国人との共生社会の実現に向けた実効性の高い取組としていくためには、外国人の相談窓口における相談対応従事者や相談者となる外国人の意識、課題、ニーズを踏まえて、様々な場面で周知をしていくことが重要である。

6 養成研修の内容や方法等の評価と見直し

令和6年度（2024年度）以降、養成研修の実施状況、アンケートの実施等により得られた受講生の意見及び修了者の外国人支援コーディネーターとしての活動状況等を踏まえ、養成研修の内容・運営に対する評価・改善の目的を明らかにし、評価基準、評価項目及び評価方法等の検討を行った上で、

養成研修の実施・運営について評価と見直しを実施していく。

なお、日本語以外の言語を第一言語として外国人の支援に当たっている相談対応者がいることも考えられることから、養成研修においても、講師の言語能力や適切な通訳の確保など、様々な課題について検討しつつ、多言語での養成研修の実施等による養成研修の質の向上についても、中長期的な課題として今後検討していく必要がある。

7 講師の確保状況を踏まえた養成研修の対象者、規模及び活動の場の拡大

令和6年度（2024年度）以降、当面は、養成した外国人支援コーディネーターが所属する一元的相談窓口等において活動していくこととなる。

今後、講師の確保状況及び養成の規模等の運用状況を踏まえつつ、外国人の就労先や就学先等のほか、外国人からの相談に対応する民間団体等にも活動の場を広げていくことを検討する（第2の6（1））⁴⁵。

8 認証更新研修の在り方等

第2の5のとおり、外国人支援コーディネーターの認証には、3年の有効期間を設け、有効期間内に認証更新研修を受講することとしているところ、認証更新研修とは別に、外国人支援コーディネーターとして3年以上の実務経験を積んだ者からエキスパートを育成して認証する研修（エキスパート研修）を実施することを検討することとする。

令和6年度（2024年度）から、第3の1の相談対応支援の現状等に係る調査の結果も参考としつつ、まず、エキスパート研修の在り方等に関し、その修了者の呼称も含めて検討を開始し、令和7年度（2025年度）から、当該検討に加え、認証更新研修の在り方等に関する検討及び両研修に係るカリキュラム、シラバス、教材等の策定を進め、令和9年度（2027年度）からこれらの研修を実施する。

⁴⁵ 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書において、「外国人受入環境整備交付金や外国人支援コーディネーターを活用するなどして、外国人から生活相談等を受ける相談窓口の整備や、外国人の生活環境等を整備するための取組等を推進する。」との記載がある（<https://www.moj.go.jp/isa/content/001407013.pdf>）。

おわりに

検討会では、外国人支援コーディネーターの育成・認証制度の創設に向けて、外国人支援コーディネーターの養成の在り方等について示すとともに、外国人支援コーディネーターが、専門人材として、社会の中で、その役割を十分に果たすことができるよう、令和6年度（2024年度）以降に取り組む事項を示した。

本報告書に基づき、今後、外国人支援コーディネーターの育成・認証制度の枠組みに沿って、専門人材の養成を推進していくことが必要である。

また、外国人支援コーディネーターの育成・認証制度はあくまでもはじめの一步に過ぎず、これまでの検討会において判明した課題の解決のためには、外国人支援コーディネーターを取り巻く周囲の状況も踏まえ、外国人の受入れ環境の整備全体の問題として検討していく必要がある。

このため、令和6年度（2024年度）以降も、第3の1で示した調査や、関係者ヒアリングの活用等を通じ、相談対応支援の現状等の把握に取り組み、その結果も踏まえながら、引き続き、必要な検討等を着実に実施し、外国人との共生社会の実現に向けてしっかりと歩みを進めていかなければならない。

このような取組の実施によって、育成・認証した外国人支援コーディネーターが活躍し、外国人の受入れ環境の整備が進んでいくよう、ロードマップにおいて掲げる三つのビジョンの実現に向けて、制度を運用していくことが不可欠である。

「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」構成員名簿

令和6年（2024年）2月15日現在

【 構 成 員 】

（出入国在留管理庁）

議長 在留管理支援部長
在留管理支援部在留支援課長
参事官
政策課外国人施策推進室長

（有識者）

青山 亨	東京外国語大学理事
アンジェロ イシ	武蔵大学社会学部教授
石河 久美子	日本福祉大学名誉教授
窪田 浩 治	北九州市企画調整局国際部長
小山 健 太	東京経済大学コミュニケーション学部准教授 東京経済大学グローバルDEI研究所所長
田村 太 郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事
結城 恵	群馬大学大学教育・学生支援機構教授 （兼担）情報学部・社会情報学研究科教授 群馬大学キャリアサポート室長

【オブザーバー】

総務省自治行政局国際室長
文部科学省大臣官房国際課長
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室長
厚生労働省人材開発統括官付参事官（若年者・キャリア形成支援担当）
付キャリア形成支援室長

（敬称略）

「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」開催実績

第1回令和5年（2023年）7月4日

- 「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」の開催について
- 検討すべき課題について
- 外国人支援コーディネーターの養成研修について
- 今後のスケジュール等について

第2回令和5年（2023年）9月4日

- 外国人支援コーディネーターの養成研修について

第3回令和5年（2023年）10月19日

- 外国人支援コーディネーターの養成研修について
- 中長期的な課題について

第4回令和5年（2023年）12月14日

- 外国人支援コーディネーターの養成研修について
- 中長期的な課題について

第5回令和6年（2024年）1月25日

- 報告書（案）について

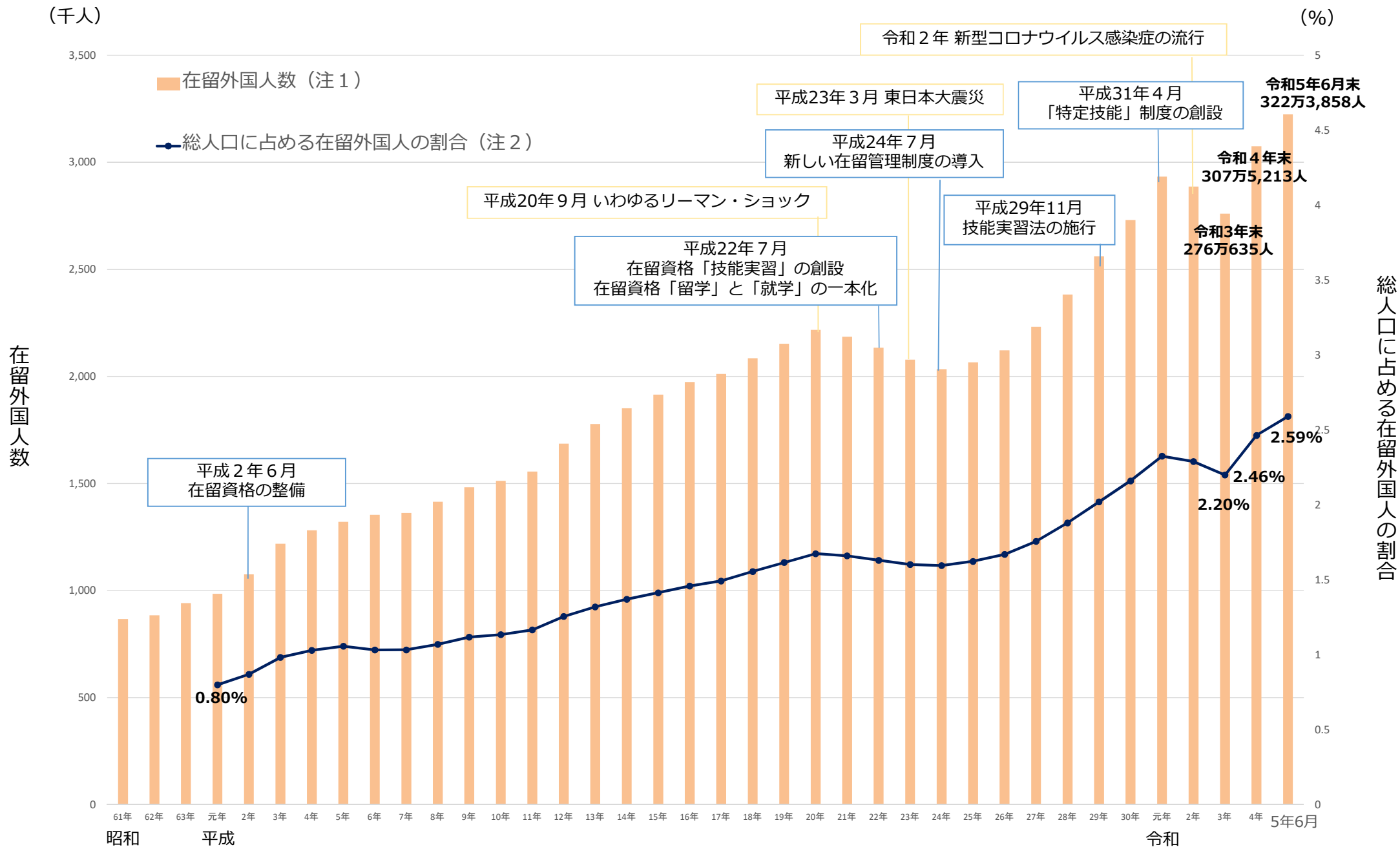
第6回令和6年（2024年）2月15日

- 報告書（案）について

資料

資料 1	在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合の推移	- 1
資料 2	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）（概要）	- 2
資料 3	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（概要）	- 4
資料 4	取組の状況（外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ）	- 5
資料 5	外国人支援コーディネーター養成研修の実施・運営（全体の流れ）	- 6
資料 6	外国人支援コーディネーター養成研修の実施・運営	- 7
資料 7	養成課程①（オンライン研修）	- 9
資料 8	実践	-10
資料 9	養成課程②（集合研修）	-11
資料 10	認証の方法等	-12
資料 11	拡充のための施策	-13
資料 12	修了者専用のポータルサイトの機能	-14
資料 13	令和6年度（2024年度）以降に取り組む事項	-15
資料 14	関係者ヒアリングの実施状況	-16

(資料1) 在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合の推移



総人口に占める在留外国人の割合

(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(各年12月末現在、令和5年(2023年)は、6月末現在)に基づく。
 (注2) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計、令和5年(2023年)は、7月1日現在の統計)に基づく。

(資料2) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和5年度一部変更)(概要)

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン (3つのビジョン)

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題 (4つの重点事項)

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

3 重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科省】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】《11》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科省】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《57》
- 留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するための取組の実施【文科省】《59》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《66》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》《32》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務省】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務省】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務省】《86》

(資料3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)(概要)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)(概要)

〔令和5年6月9日〕
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

口我が国に在留する外国人は令和4年(2022年)末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。(過去最高)
口受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定(217施策)。
口今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を得ることができる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上(施策1)
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発(施策3)
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等(施策4)
- 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を得ることができる環境の整備に係る検討(施策7)
- 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援(施策8)
- 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討(施策14)

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備(施策5(再掲))

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取(施策20)
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討(施策23)
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討(施策24)

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討(施策35)
- FRESC/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等(施策36)
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組(施策37)
- 相談窓口の実情を踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備(施策44)

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進

- 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施(施策48)
- やさしい日本語の翻訳ツールの活用等についての検討(施策49)

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施(施策52)
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進(施策55)
- 外国人学校の保健衛生確保に向けた外国人学校への保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応(施策57)

「育壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及(施策60)

「育壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

- ①留学生の就職等の支援
 - 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援(施策68)
 - 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進(施策88)
- ②就労場面における支援
 - 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進(施策89)
 - ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施(施策91)
 - 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進(施策94)

③適正な労働環境等の確保

- 外国人雇用管理指針上選任が求められる雇用労務責任者に係る講習の試行的実施(施策97)
- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動(施策107)

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討(施策108)

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等(施策21(再掲))

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備(施策126)
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- 特定技能制度における分野追加及び特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る検討(施策137)
- ODAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成(施策139)

悪質な仲介事業者等の排除

- ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等(施策151)

海外における日本語教育基盤の充実等

- JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進(施策152)

共生社会の基盤整備に向けた取組

共生社会の実現に向けた意識醸成

- 「外国人との共生に係る啓発月間(仮称)」の創設、各種啓発イベントの実施(施策153)
- 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施(施策56(再掲))

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表(施策159)
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施(施策160)

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進(施策162)
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化(施策163)
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討(施策164)
- 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討(施策165)
- オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討(施策166)
- マイナンバーカードの取得環境の整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討(施策167)

- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討(施策6(再掲))

- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の搭載の在り方の検討及び搭載する情報等の収集(施策168)

- 国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理(施策173)

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施(施策181)
- 先導的な地方公共団体の取組に対するデジタル田園都市国家構想交付金による支援の実施(施策183)
- 日系四世受入れ制度の見直しの実施(施策184)
- 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進(施策187)

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

①在留管理基盤の強化

- 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討(施策188)
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化(施策189)
- 外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等(施策191)

②留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化(施策199)

③技能実習制度の更なる適正化

- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討(施策99(再掲))
- 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリーフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進(施策205)

④不法滞在者等への対策強化

- 入管法等改正法案の成立を踏まえた送還忌避者の縮減に向けた体制強化等(施策214)

(資料4) 取組の状況(外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ)

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和5年度一部変更)

(令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

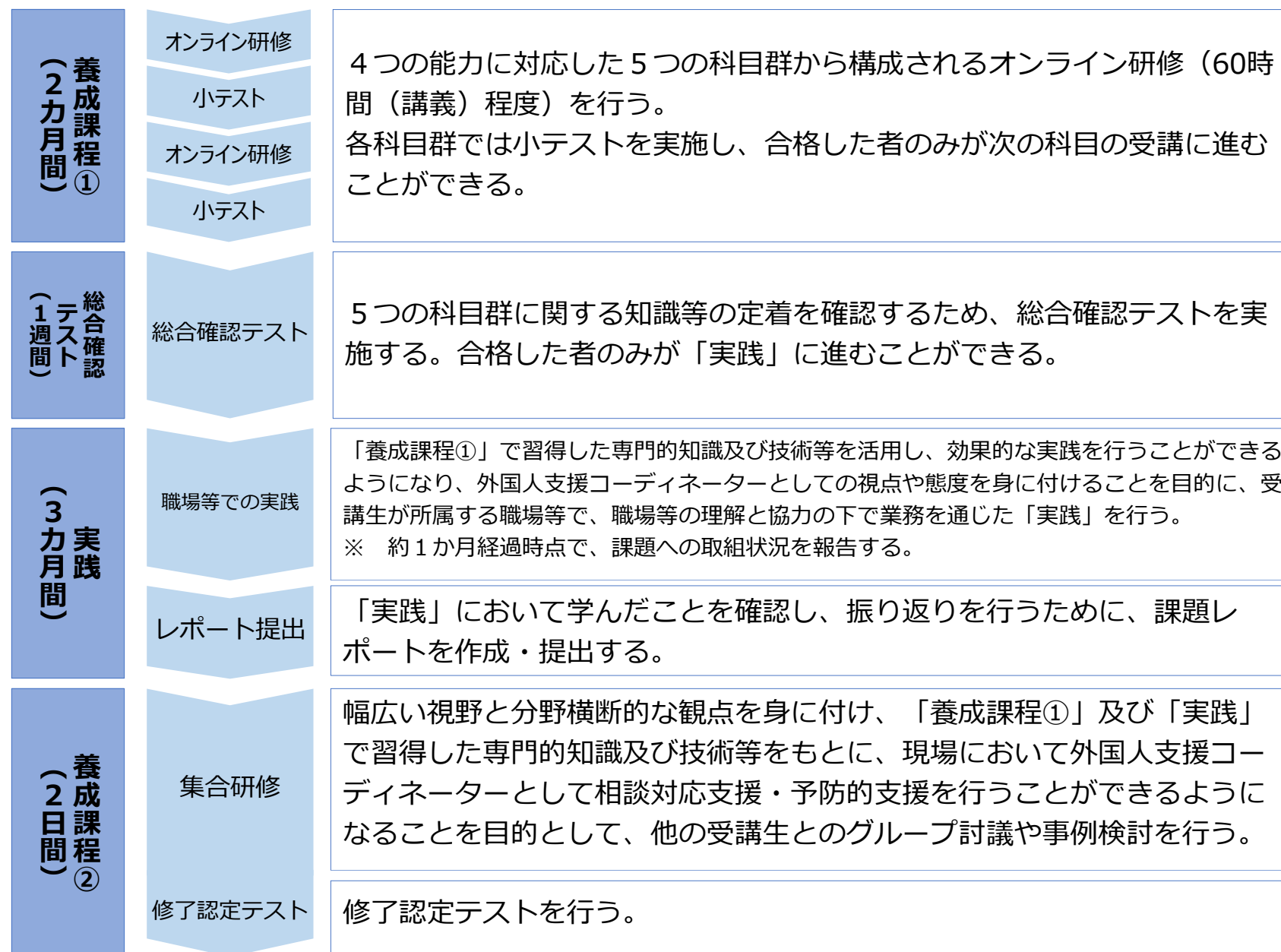
(総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認証制度の検討等)

- 生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援(例:解雇等された場合の就労・生活等のための支援、ニーズやレベルに応じた日本語の学習のための支援等)につなげることのできる人材(「外国人総合支援コーディネーター(仮称)」)を育成するための必要な研修内容や研修修了者の配置を促進する措置を検討し、これらを順次実施する。また、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を得る。

外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・活躍等《4》、《30》、《65》、《86》

5年後の目標	生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材を育成し、適切な配置を促進することにより、外国人が速やかに適切な支援を受けられるようにする。						
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材(「外国人総合支援コーディネーター(仮称)」)の育成に必要な研修を実施し、当該人材の専門性の確保や社会的認知の向上を図る。 ・高い専門性を有する支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を出す。 						
	具体的施策	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	KPI指標
ロードマップ	外国人総合支援コーディネーター(仮称)の育成に必要な研修の実施及び認証の制度の在り方	有識者等と、コーディネーターの役割、資質等について検討、結論	有識者等の意見を踏まえ、コーディネーター研修の内容及び研修修了者の配置促進等について検討	検討結果を踏まえ、必要な研修等を順次実施			<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施回数 ・研修の修了者数 ・関係機関における研修修了者の就労状況(令和4年度(2022年度)及び5年度(2023年度)の検討結果を踏まえて検討) ・認証制度の実施状況
			有識者等の意見を踏まえ、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、検討結果を踏まえ、可能なものから順次実施				

(資料5) 外国人支援コーディネーター養成研修の実施・運営(全体の流れ)



外国人支援コーディネーターとして認証

(資料6-1) 外国人支援コーディネーター養成研修の実施・運営

概要

養成研修の基本方針	外国人支援コーディネーターの役割等を理解した上で、基本的な専門的知識及び技術等を習得し、それらを用いて外国人支援コーディネーターとしての基本的な業務を行うことができると認められた者を「外国人支援コーディネーター」として認証する。
養成研修の対象者	国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口において、自らが相談対応者として又は相談対応者に対して助言・指導する立場の者として外国人からの相談対応業務に従事している者であって、上記機関や民間団体等が運営する外国人向けの相談窓口において、相談対応業務に一定期間従事した実務経験を有することが客観的に確認できる者（国籍は問わない）。
受講要件	<p>ア 相談対応業務 「相談対応業務」とは、外国人向けの相談対応に従事していることをいう。</p> <p>イ 一定期間 「一定期間」とは、研修開始予定日から起算して直近3年以内に、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関や民間団体等が運営する外国人向けの相談窓口における相談対応者としての在職期間が1年以上、かつ、当該在職期間中における従業日数が180日以上であることをいう。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響を鑑み、令和6年度（2024年度）以降、当面の間は、研修開始予定日から起算して直近5年以内に上記の機関や民間団体等における在職期間が1年以上、かつ、当該在職期間中における従業日数が180日以上であれば、受講の要件を満たしているものとする。</p> <p>ウ 実務経験 国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関や民間団体等が運営する外国人向け相談窓口における相談対応者として、外国人の相談対応に従事した経験をいう。 次の国家資格を実務経験の免除対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 社会福祉士○ キャリアコンサルタント○ キャリアコンサルティング技能士（1級・2級）○ 公認心理師○ 精神保健福祉士 <p>※ 詳細は、検討結果報告書を参照。</p>
定員	1回当たりの研修人数は60名。
受講費用	1万5千円程度。
実施形式	養成研修は、以下の三段階で実施する。 <ul style="list-style-type: none">○ 「養成課程①」（オンライン研修）：2か月間で、養成研修において習得する必要のある専門的知識及び技術に関する講義を視聴。別途、総合確認テストの受験期間を設ける。○ 「実践」：3か月間で、受講生が所属する職場等において、実践と与えられた課題等に取り組む。○ 「養成課程②」（集合研修）：2日間の集合研修とし、グループ討議及び事例検討を行う。

(資料6-2) 外国人支援コーディネーター養成研修の実施・運営

概要

実施主体 出入国在留管理庁

講師選定方法 出入国在留管理庁において、各科目の分野に関する知識や技術、実務経験、教育を実施した経験を有する者を講師として選定。

ア 受講生の募集受付

- 全国の地方公共団体のほか、出入国在留管理庁の地方出入国在留管理局等の職員に募集を行う。
- 養成研修への応募方法を含め、詳細は実施要領に記載。
- 募集期間は、受付開始から約2か月間。

受講生の募集・決定

イ 受講生の決定方法等

- 応募のあった者の中から、養成研修1回当たりの定員を考慮して、出入国在留管理庁において、受講生を決定。
- 受講生の決定の際には、応募した者が在職する一元的相談窓口を運営する地方公共団体の在留外国人数、当該窓口の運用状況（相談件数、外国人受入環境整備交付金の交付状況等）のほか、特定地域への偏在防止等の点を考慮して受講生を選定。
- 一元的相談窓口からの応募状況も踏まえて、出入国在留管理庁の地方出入国在留管理局等の職員から受講生を選定。

- 養成研修では、研修受講サイトを開設し、「養成課程①」の受講、養成研修期間中の受講生と出入国在留管理庁及び講師等との間における連絡等は、同サイトで行う。

研修受講サイトの開設・活用

- 研修受講サイトは、主に次の機能を有する。
 - ・ 「養成課程①」の講義動画の配信・視聴、確認テストの受験及び結果の通知
 - ・ 出入国在留管理庁及び講師等との連絡
 - ・ 養成研修の運営事項等に関する事項、出入国管理及び難民認定法に関する一般的な質問の受付、回答
 - ・ 「実践」における課題の受取、課題レポートの提出

(資料7) 養成課程①(オンライン研修)

概要

実施方法等

- 令和6年度(2024年度)においては、8月頃から開始。
- 60時間(講義)程度の講義動画を科目群AからEの順番に視聴する。
- 科目群AからEについては、以下のとおり。
 - A:外国人支援コーディネーターを導入する意義等
 - B:外国人の在留状況を正確に把握するために必要な知識
 - C:異なる文化や価値観を理解するために必要な知識
 - D:外国人の複雑・複合的な相談内容に対して適切な解決策まで導くために必要な知識及び技術
 - E:外国人を適切な支援へ円滑につなげるために必要な知識

確認テスト

- 確認テストとして、以下の2つのテストを実施。
 - ・ 小テスト :各科目群の受講ごとに実施(計5回)
 - ・ 総合確認テスト:全ての科目群の受講終了後に実施(1回)
- 受講生は、研修受講サイトにおいて確認テストを受験。
- 「小テスト」及び「総合確認テスト」は、「養成課程①」の期間中であれば、合格するまで何度でも受験することができる。
- 「総合確認テスト」に合格した者のみが「実践」に進むことができる。

受講生の活動状況等に関するアンケート(調査票)

- 受講生が在職する一元的相談窓口等の現状と受講生の活動状況を把握し、アンケート結果を踏まえて「実践」及び「養成課程②」の実施の参考とするため、受講生に対し、在職する一元的相談窓口等の現状や受講生の活動状況に関するアンケート(記名式)を実施。
- アンケート調査票は、研修受講サイト上で配布し、受講生は、アンケート調査票をダウンロード等し、回答を記入の上、事務局の指示に従い、研修受講サイトに提出する。

概要

実施方法等

- 令和6年度（2024年度）においては、11月頃から開始。
- 「実践」は、受講生が所属する職場等において行う。
- 受講生は、職場等における日々の相談対応業務の中で、「養成課程①」で習得した専門的知識及び技術を用いて実践と課題に取り組む。

課題レポート等

- 受講生は、「実践」の開始から約1か月経過時点で、課題への取組状況を報告。
- 受講生は、作成した課題レポートを事務局の指示に従い、研修受講サイトに提出（提出されたレポートは、「実践」及び「養成課程②」の担当講師が確認し、「養成課程②」の実施の参考として活用）。

実践期間中の 質問対応等

- 実践期間中の研修の運営事項等に関する質問については、研修受講サイトにおいて受け付ける。
- 設定した課題に関する質問については、原則として、課題への取組状況報告の提出時に限り受け付ける。

(資料9) 養成課程②(集合研修)

概要

実施方法等

- 令和6年度(2024年度)においては、令和7年(2025年)2月頃をめどに実施。
- 2日間の集合研修でグループ討議及び事例検討を行う。

修了認定テスト

ア 修了認定テスト

- 「養成課程②」の最終段階において、「養成課程②」の全ての科目の受講を終えた受講生に対し、修了認定テストを実施。
- 修了認定テストは、マークシート方式とし、知識や技術を問う問題に加えて、他の国家資格の試験も参考として、問題文で提示した事例についての適切な対応に関して問う問題も盛り込む。
- 修了認定テストを受験しなかった場合や、あらかじめ定められた修了認定テストの合格基準を満たさなかった場合は、不合格とする。

イ 修了認定テストに不合格となった場合の対応

- 修了認定テストに不合格となった者は、養成研修の修了認定及び外国人支援コーディネーターとしての認証を受けることができない。

「養成課程②」における質問対応等

- 「養成課程②」の実施前において、運営事項等に関する質問がある場合は、研修受講サイトにおいて受け付ける。
- 研修の内容等に関する質問については、「養成課程②」の研修期間中に、講師に対し質問ができる時間を設ける。

「養成課程②」の受講を認めない場合

- 養成研修を円滑かつ確実に実施するため、次の場合は、「養成課程②」の受講又は受講の継続を認めない。
 - ・ 「養成課程②」の開始時刻から60分以上遅刻した場合
 - ・ 他の受講生の妨げになる等、事務局が受講に不適當であると判断した場合

概要

- 「外国人支援コーディネーター」（英語表記：Support Coordinator for Foreign Nationals）とする。
- ただし、その役割を説明する文書等に記載・表記する際には、必要に応じて、外国人支援コーディネーターが外国人との共生社会の実現において重要な役割を担う存在であることを説明しつつ、以下の補足説明を付す。

【補足説明】

修了者の呼称

外国人支援コーディネーターとは、「生活上の困りごと（注1）を抱えた外国人（注2）に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導く（注3）ほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材」である。

（注1）日常生活上、社会生活上及び職業生活上の困りごとをいう。

（注2）国籍にかかわらず外国にルーツを持つ者を含む。

（注3）相談者が主体的に困りごとの解決に向けて動いていくように導くことを含む。

認証方法

- 外国人支援コーディネーターの役割等を理解した上で、身に付けるべき基本的な専門的知識及び技術等を習得し、それらを用いて外国人支援コーディネーターとしての基本的な業務を行うことができると認められた者を「外国人支援コーディネーター」として認証する。

- 具体的には、「養成課程②」の修了認定テストに合格し、かつ、出入国在留管理庁が定める欠格事由に該当していない者を認証する。

※ 欠格事由の内容については、検討結果報告書を参照。

認定審査委員会の開催

修了認定テストの問題の監修・審査、受講生の修了認定テストの合否及び出入国在留管理庁が定めた欠格事由の該当性の審査を行い、修了認定を与える者の決定を行うことを目的として、認定審査委員会を開催。

認定証の交付

認定審査委員会において、修了認定を行うと決定され、出入国在留管理庁により認証された者に対し、認定証を交付する。

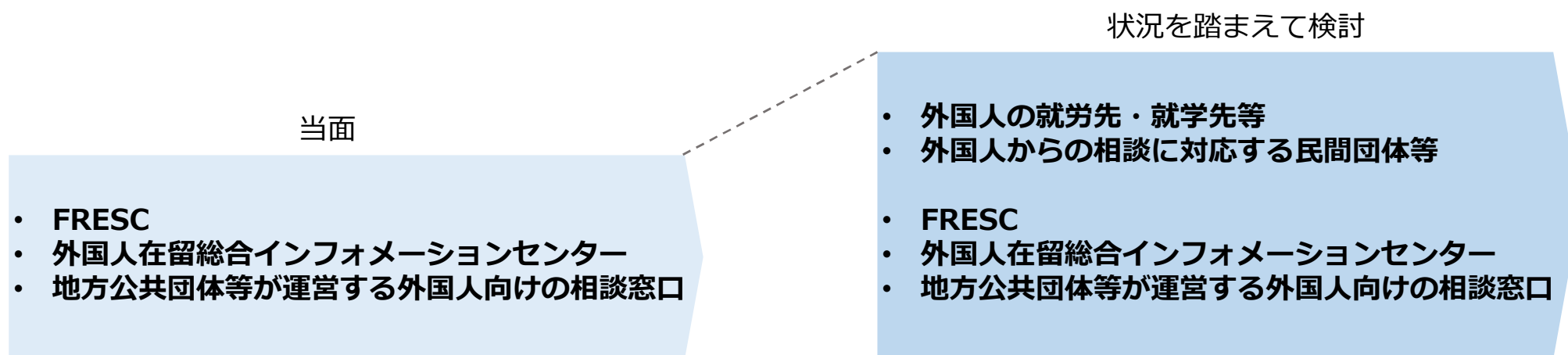
認証の更新

認証の有効期間は、認証を受けた日が属する年度の3月31日から3年とし、有効期間内に認証更新研修を受講・修了しなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(資料11) 拡充のための施策

- 外国人支援コーディネーターの役割に鑑み、外国人からの相談対応や外国人への生活に関する支援を実施している国、地方公共団体に加え、就労先や就学先等の外国人の受入れ機関等を活動の場とする者を養成の対象としていくことが考えられる。
- 令和6年度（2024年度）以降、講師の確保状況及び養成の規模等の運用状況を踏まえつつ、外国人の就労先・就学先等のほか、外国人からの相談に対応する民間団体等にも外国人支援コーディネーターの活動の場を広げていくことを検討する。

外国人支援コーディネーターの活動の場



【研修費用の支援策】

令和6年度（2024年度）以降、外国人受入環境整備交付金の交付を受けている地方公共団体やその委託等を受けて運営する一元的相談窓口に所属する受講生が養成研修に参加する場合の受講費用等の経費は、同交付金の交付要綱等に基づいて、同交付金の対象としていく。

(資料12) 修了者専用のポータルサイトの機能

外国人支援コーディネーター同士の横のつながり・連携を容易にし、知見の共有やネットワークの強化、地域を超えた広域的な連携等を通じ、相談対応支援及び予防的支援をより適切かつ円滑に行うことができるように支援するとともに、外国人支援コーディネーターの要望や活動状況の把握を適時に行うため、令和7年度（2025年度）以降に構築及び運用開始に取り組む。

修了者専用のポータルサイトに備える機能・情報

- 令和5年度（2023年度）に結論
 - ・ 修了者が閲覧可能な修了者データベース 等
 - ※ 掲載情報は、氏名、活動地域、深い知見を有する相談分野、保有スキル（資格・使用言語等）、直近の勤務先、連絡先等を想定
 - ・ 国からのお知らせ
 - ・ 相談者を適切な支援につなげるための連携先一覧
 - ※ 対応分野ごとにまとめた連携先の一覧等を想定
 - ・ アンケート機能等
- 令和6年度（2024年度）以降継続して検討
 - ・ 参考となる相談対応事例等
 - ・ 地域における課題への対応事例等

留意点

- ・ 修了者本人の承諾を得られた情報を修了者データベースに掲載する。
- ・ 事例及び修了者等の個人情報保護や掲載内容の適正性・妥当性の確保が必要。

ポータルサイトの継続的な運用・活用に向け、その運用方法、掲載する情報の内容、掲載の更新の頻度等については、引き続き検討していく。

(資料13) 令和6年度(2024年度)以降に取り組む事項

専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等の検討

修了者の活動状況並びに他の国家資格制度及びその運用状況を踏まえた外国人支援コーディネーターの国家資格化の検討として、対人支援に関する国家資格制度の概要等及び相談対応支援の現状等に係る調査を実施。

専門性に見合う評価、待遇が受けられるようにするための改善方策

専門性の高い支援人材の認証制度の在り方に係る調査結果を踏まえ、引き続き検討。

修了者間における事例研究会等の開催

外国人支援コーディネーター同士が交流し、知識をアップデートするとともに、横のつながりの強化に資するものとして、事例研究会等を開催することとし、その運用について検討。

外国人の受入れ環境改善に向けた方策の検討

外国人支援コーディネーターが、個別支援を通じて把握した実態、課題、制度等の問題等を、国や地方公共団体にフィードバックする仕組みを構築し、外国人の受入れ環境の改善につなげることができるようにする方策を検討。

外国人支援コーディネーターの活動を周知するための取組

外国人支援コーディネーターの存在を知ってもらうほか、養成研修の受講生の確保等に向け、より効果的に周知するための取組を検討。

養成研修の内容や方法等の評価と見直し

養成研修の実施状況、アンケートの実施等により得られた受講生の意見及び修了者の外国人支援コーディネーターとしての活動状況等を踏まえ、養成研修の実施・運営について評価と見直しを実施。

講師の確保状況を踏まえた養成研修の対象者、規模及び活動の場の拡大

今後、講師の確保状況及び養成の規模等の運用状況を踏まえつつ、外国人支援コーディネーターの活動の場を広げていくことを検討。

認証更新研修の在り方等

認証更新研修及びエキスパート研修の在り方等に関する検討を実施。

(資料14) 関係者ヒアリングの実施状況

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等の検討に資するため、関係者から意見等を聴取する「関係者ヒアリング」を実施したものの。

実施日及び相手方は以下のとおり。

	実施日	相手方
1	令和5年 7月21日 (金)	公益財団法人大阪国際交流センター
2	令和5年10月26日 (木)	島根県文化国際課 公益財団法人しまね国際センター
3	令和5年11月 8日 (水)	東京都江戸川区介護保険課
4	令和5年11月29日 (水)	全国民生委員児童委員連合会

ヒアリング結果掲載ページURL

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/other_hearing00061.html